

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成二十三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 21 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 57 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 34 条第 2 項第 2 号及び第 4 項並びに第 38 条第 4 項
【法令のあらまし】	<p>【調整対象給付費見込額に係る率】 前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を 100 分の 143 とする。 (第 1 条関係)</p> <p>【前期高齢者加入率の下限割合】 前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を 100 分の 1 とする。 (第 2 条関係)</p> <p>【負担調整基準率】 前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、100 分の 46 とする。 (第 3 条関係)</p>
【改正される法令】	なし